

# テレワーク導入推進事業費補助金費補助金 Q & A ①

## 【募集要件・補助要件について】

### 〈目次〉

#### 1. 募集要件について

- Q1. 中小企業の範囲はどのようなものか。…………… 1
- Q2. 特定非営利法人（NPO 法人）は本補助金の対象となるか。…………… 1
- Q3. 社会福祉法人は本補助金の対象となるか。…………… 1
- Q4. 共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。…………… 1
- Q5. 本社は県外にあるが、対象となるか。…………… 1
- Q6. 県内にある事務所は対象になるのか。…………… 1
- Q7. 個人事業主は対象か。…………… 1
- Q8. テレワークを行う「出張先」（交付要綱第2第1号）は県内に限るのか。…………… 1
- Q9. 自宅でのテレワークは対象とのことだが、サテライトオフィスにあたる場所では対象にならないのか。…………… 1

#### 2. 補助要件について

- Q10. 補助金交付申請時点で税金を滞納している。補助金の交付時までには納税する旨誓約をすることで交付決定を受けられるか。… 1
- Q11. 県税が非課税の場合、「県税に未納が無いことの証明書」の提出は不要か。…………… 1
- Q12. 過去に県の「働き方改革等推進事業費補助金」の交付決定を受けているが、本補助金は申請可能か。…………… 2
- Q13. 他の助成金との併用は可能か。…………… 2

## 1. 募集要件について

Q1. 中小企業の範囲はどのようなものか。

A. 下記の表のとおり。

中小企業事業主の範囲		
※ ①または②の要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	①資本又は出資額	②常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他業種	3億円以下	300人以下

Q2. 特定非営利活動法人（NPO法人）は本補助金の対象となるか。

A. 対象となります。特定非営利活動法人（NPO法人）は、法人税法上の公益法人等とみなされるため（特定非営利活動促進法第70条第1項）。

Q3. 社会福祉法人は本補助金の対象となるか。

A. 対象となります。社会福祉法人は、法人税法上の公益法人等に該当するため（法人税法第2条、別表2）。

Q4. 共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。

A. 対象とはなりません。共同事業体は民法上の組合の一種と考えられ、法人格を有しないため。

Q5. 本社は県外にあるが、対象となるか。

A. 本社が県外にあった場合でも、県内に事業所を置く中小企業等において従事する従業員がテレワークを行うための取組に要する経費については、補助の対象となります。

Q6. 県内にある事務所は対象になるか。

A. 対象となります。なお、対象従業員が県外在住であっても、県内にある事務所が事業場である場合は対象となります。

Q7. 個人事業主は対象か。

A. 対象外です。

Q8. テレワークを行う「出張先」（交付要綱第2第1号）は県内に限るのか。

A. 出張先は、県内・県外を問いません。

Q9. 自宅でのテレワークは対象とのことだが、サテライトオフィスにあたる場所では対象にならないのか。

A. 対象になります。交付要綱第2第1号「事業主が指定した事務所（中略）等の対象従業員が所属する事業場とは異なる場所」に該当するため。

## 2. 補助要件について

Q9. 補助金交付申請時点で税金を滞納している。補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。

A. できません。

Q10. 県税が非課税の場合、「県税に未納が無いことの証明書」の提出は不要か。

A. 県税非課税の場合であっても、「県税に未納が無いことの証明書」は発行されます。県税窓口にて発行を受け、御提出ください。

Q11. 過去に県の「いわて働き方改革等推進事業費補助金」の交付決定を受けているが、本補助金は申請可能か。

A. 可能です。

Q12. 他の助成金との併用は可能か。

A. 可能です。ただし、既に助成を受けている費用に対して、重複して補助することはできません。また、併用する助成金が県の補助金と併用可能であるかについてはお問合せください。